

山形県委託業務等監督要領

(総 則)

第1条 山形県が所掌する建設工事に係る測量、調査、設計、建築設計、用地関係委託業務等(以下「委託業務等」という。)の適正な履行を確保するために行う監督業務に関しては、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、同施行令(昭和22年5月3日政令第16号)、山形県財務規則(昭和39年3月23日山形県規則第9号)、その他別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(目 的)

第2条 この要領は、山形県の発注する委託業務等の監督に関し必要な事項を定め、厳正かつ適正な監督業務の実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「契約担当者」とは、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月21日山形県訓令第49号)第4条の規定による委託料の支出負担行為に関する専決者をいう。
- (2)「受注者」とは、委託業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人もしくは会社その他の法人をいう。

(監督(調査)職員の指定等)

第4条 監督(調査)職員とは、各契約書及び設計図書に定める監督職員または調査職員とし、総括監督(調査)員、監督(調査)員を総称していう。

- 2 契約担当者は、委託業務等の規模、技術的難易度、特殊性等を勘案し、職制等を考慮して前項の監督(調査)職員を指定するものとする。ただし、1件の当初設計金額(消費税及び地方消費税を含む)が200万円を超えない委託業務等、または単純な数値調査集計業務、及びこれらに類する委託業務等であって、契約担当者が認めた場合には、監督(調査)員のみでの指定で足りるものとする。

(監督(調査)職員の通知)

第5条 契約担当者は、監督(調査)職員を置いたときは、監督(調査)職員指定(変更)通知書(様式第1号)により、その職名及び氏名を受注者に通知する。なお、総括監督(調査)員または監督(調査)員を複数置き、その権限を分担させたときにあつては、それぞれの総括監督(調査)員、監督(調査)員の有する権限の内容を受注者に通知するものとする。

(監督(調査)職員の職務)

第6条 監督(調査)職員は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、契約担当者と緊密に連絡をとり、必要に応じ監督(調査)業務内容について報告し指示を受けなければならない。

- (1)委託業務等の執行についての受注者または受注者の主任技術者、管理技術者等に対する指示、承諾または協議

- (2) 契約書、設計書、設計仕様書、図面、仕様書その他委託業務等の関係書類（以下「設計図書」という。）の記載内容に関する受注者の確認の申し出、質問に対する承諾及び回答
- (3) 設計図書に基づく委託業務等の進捗状況の確認、履行内容の照合その他契約の履行状況の調査
- (4) 委託業務等の設計変更、一時中止または契約の変更、解除の必要があると認められる場合における契約担当者に対する上申、その他設計図書に基づく必要事項の報告
- (5) その他、監督（調査）業務執行上契約担当者が特に必要と認めたもの

（職務の分担）

第7条 総括監督（調査）員は、委託業務等の監督（調査）事務を掌理し主に次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 監督（調査）員を指揮監督する
 - (2) 前条各号の契約担当者に対する上申、報告及び監督（調査）員への指示
 - (3) 契約書、仕様書等に定められた監督（調査）職員の職務の総括
- 2 監督（調査）員は、総括監督（調査）員の指示によるもののほか、主に次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 前条各号に関すること及び総括監督（調査）員に対する報告
 - (2) 契約書、仕様書等に定められた監督（調査）職員の職務

（監督（調査）職員の責務）

第8条 監督（調査）職員は、厳正かつ公平に監督（調査）を行い、受注者と協力して地元関係者との間において紛争が生じないように配慮しなければならない。

- 2 監督（調査）職員は、委託業務等の内容及び現場状況を十分に把握し、設計図書に基づき、委託業務等が適正に履行されるよう監督（調査）を行わなければならない。
- 3 監督（調査）職員は、関係機関との協議、調整を図り必要な処置を講ずるとともに、地元関係者からの苦情、要望等に対し適切に対応し、委託業務等の履行に支障のないよう努めなければならない。

（委託業務等の説明及び指示）

第9条 監督（調査）職員は、受注者に対し、委託業務等の着手前に設計図書に基づき、当該委託業務等の意図及び内容を正確に説明し、委託業務等が所期の目的に従って履行されるよう必要な指示を行わなければならない。また、委託業務等履行中における紛争の防止、労働及び公衆災害の防止等についても必要な指示を行わなければならない。

（委託業務等の促進）

第10条 監督（調査）職員は、常に委託業務等の進捗状況に留意し、遅延するおそれがあると認められるときは、受注者と協議するとともに、その内容を契約担当者に報告しなければならない。

- 2 監督（調査）職員は、天災その他やむを得ない理由によって進捗が妨げられたときは、速やかに、契約担当者に報告しなければならない。

（委託業務等の変更及び中止）

第11条 監督（調査）職員は、委託業務等の内容を変更する必要があると認められた場合は、速やかに

理由を付して契約担当者に報告し、その指示を受けて所定の手続きを行い、委託業務等の内容の変更を受注者に指示しなければならない。

- 2 監督（調査）職員は、委託業務等を一時中止する必要があると認められた場合は、速やかに理由を付して契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

（緊急措置）

第 12 条 監督（調査）職員は、災害の防止その他委託業務等の履行上受注者に緊急措置をとらせる必要があると認められたときは応急の措置をさせ、その結果を契約担当者に報告しなければならない。

（事故等に関する措置）

第 13 条 監督（調査）職員は、受注者から事故等の発生報告があった場合は、事故報告書を作成し契約担当者に報告するとともに所定の手続きを行わなければならない。

（法令の遵守）

第 14 条 監督（調査）職員は、諸法令を遵守し、これに違反することのないよう、受注者を指導しなければならない。また、関係官公庁及び関係機関への届け出等がなされているか確認しなければならない。

- 2 監督（調査）職員は、契約担当者が諸法令に基づき関係官公庁及び関係機関へ届け出等をすべきときは、速やかに届け出等を行わなければならない。

（委託業務等の成績評定）

第 15 条 監督（調査）職員は、「山形県委託業務等成績評定要領」に基づき評定を行い、評定表を契約担当者に提出しなければならない。

（委託業務等の検査への立ち会い）

第 16 条 監督（調査）職員は、委託業務等の検査にあたり、検査及び成績評定に支障のないよう検査に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立ち会いができないときは、委託業務等の内容を十分理解している者を代理とすることができる。

（安全等の確保）

第 17 条 監督（調査）職員は、現場監督（調査）業務に従事する場合は必要に応じ保安帽を着用するものとし、労働安全上支障とならない服装をしなければならない。

（その他）

第 18 条 ここに定めるもののほか、委託業務等の監督（調査）について必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する

この要領の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

この要領の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する

様式第1号 (監督(調査)職員指定(変更)通知書)

監督(調査)職員指定(変更)通知書							
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">山形県知事(支庁長、公所長) 印</p> <p>下記の通り監督(調査)職員を指定(変更)しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p>							
委託業務の名称							
監督(調査)職員	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">職</td> <td style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td>総括監督(調査)員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監督(調査)員</td> <td></td> </tr> </table>	職	氏名	総括監督(調査)員		監督(調査)員	
職	氏名						
総括監督(調査)員							
監督(調査)員							
各監督(調査)職員の権限の内容							

備考 「各監督(調査)員の権限の内容」の欄には、複数の監督(調査)職員を指定した場合に、それらのそれぞれの権限を記載すること。